

# 青森県報

第二千三百六十二号

平成十六年  
八月六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定.....	(政 策 課)	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....	(障害福祉課)	二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定.....	( 同 )	二
家畜人工授精講習会の開催.....	(畜 産 課)	二
公有水面埋立ての免許.....	(漁 港 漁 場 課)	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可.....	(整 備 課)	三

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出.....	(経営振興課)	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要.....	( 同 )	五
右 同.....	( 同 )	五
右 同.....	( 同 )	六
右 同.....	( 同 )	六
肥料の登録.....	(食の安全・安心推進室)	七
出先機関.....	(西 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	七
土地改良事業の工事の完了.....	( 同 )	七

## 告 示

## 示

### 青森県告示第五百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
須田眼科医院	青森市奥野一丁目三の六	平成二六・六・二〇
脳ドックセンターおつとも脳神経クリニック	八戸市柏崎四丁目一六の二九	一六・六・二〇
たなべ歯科・矯正歯科医院	三沢市美野原一丁目一三の二	"
倉石村国民健康保険診療所	三戸郡倉石村大字中市字幸神道前一五の四	"

### 青森県告示第五百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人脳ドックセンターおつとも脳神経クリニック	八戸市柏崎四丁目一四の四八	平成二六・七・一
医療法人たなべ歯科・矯正歯科医院	三沢市美野原一丁目一三の二	"
国民健康保険倉石診療所	三戸郡五戸町大字倉石中市字幸神道前一五の四	"

はなその小児科クリニ ツク アイン薬局鯉ヶ沢店 たなぶ調剤薬局	黒石市花園町六二の一 西津軽郡鯉ヶ沢町大字舞戸町字下富田 四の三三 むつ市柳町一丁目七の三三	一六・七・三 一六・六・一 一六・七・一
--	---	----------------------------

青森県告示第五百二十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務 所在地	身体障害者居宅支援の種類	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市字一ツ谷五五四の一	居宅介護等事業	ケアセンターいこい	五所川原市字一ツ谷五五四の九	平成一六・八・一

青森県告示第五百二十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者 名称	主たる事務 所在地	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援事業を行う事業所 名称	所在地	指 定 年 月 日

青森県告示第五百二十八号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社五所川原ケアセンター	五所川原市字一ツ谷五五四の一	居宅介護等事業	ケアセンターいこい	五所川原市字一ツ谷五五四の九	平成一六・八・一
----------------	----------------	---------	-----------	----------------	----------

一 開催期間

平成十六年九月六日から同年十月一日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大学校（上北郡七戸町）及び青森県農林総合研究センター畜産試験場（上北郡野辺地町）

三 講習人員

三十人以上  
対象家畜

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に関係書類を添えて平成十六年八月二十日までに所管の農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

- 1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び所管の農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。
- 2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第五百二十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十六年七月二十九日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点と を結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス ・五八メートル）に おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 鰯ヶ沢港北防波堤灯台（北緯四 度四七分 八秒）（東経一四 度一 二分四二秒）（X座標＃八七三九七・五四四）（Y座標＃マイナス五 二四六一・七八九）から二六七度二 分一八秒五 五・二二一メー トルの地点

3 面積

の地点 から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点  
の地点 から八八度五三分一九秒三一・八九メートルの地点  
の地点 から一七九度二二分三五秒七八・八六メートルの地点  
の地点 から二六九度二二分三 秒一・八二メートルの地点  
一、五七六・九七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

西津軽郡鰯ヶ沢町大字浜町一 番一地先公有水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次直線で結んだ線及び の地点と の地点 とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス ・五八メートル）に おける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 鰯ヶ沢港北防波堤灯台（北緯四 度四七分 八秒）（東経一四 度一 二分四二秒）（X座標＃八七三九七・五四四）（Y座標＃マイナス五 二四六一・七八九）から二六七度二 分一八秒五 五・二二一メー トルの地点

3 面積

の地点 から五八度二六分 秒五・九八メートルの地点  
の地点 から八八度五三分一九秒八五・五七メートルの地点  
の地点 から一七九度二二分三五秒七九・一七メートルの地点  
の地点 から二六九度二二分三 秒五五・五 メートルの地点  
五、八一七・五八平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第五百三十号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年七月八日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十六年七月三十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同法第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで三厩村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五九の四二、五九の一六及び一〇四に隣接する  
国道三三九号並びに五九の四二の地先公有水面

2 区域

次の 地点から 地点までを順次に直線で結んだ線及び 地点と 地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村龍飛崎に設置された龍飛崎灯台（北緯四一度一五分三〇秒、東経一四〇度二〇分三三秒）から九二度〇〇分六〇六・〇九メートルの地点

の地点 地点から八七度四九分一七・七七メートルの地点

の地点 地点から一七七度四九分二三・七〇メートルの地点

の地点 地点から二六七度四九分六・〇〇メートルの地点

の地点 地点から三五七度四九分一四・六〇メートルの地点

の地点 地点から二六七度四九分一四・三五メートルの地点

の地点 地点から三五七度四九分六・一六メートルの地点

の地点 地点から八七度四四分一・二九メートルの地点

3 面積

二六七・一五平方メートル

公

告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア五戸店

三戸郡五戸町字下モ沢向二五の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役社長 横町俊明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役社長 横町俊明

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年三月二十七日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六四五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九三台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

一七台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一六〇平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四三立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前八時(年間十日間開店時刻午前六時)

閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時四十五分から午後九時まで(年間十日間午前六時から午後九時まで)

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

八 届出年月日

平成十六年七月二十六日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五戸町役場

2 期間

平成十六年八月六日から同年十二月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十二月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

パル

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一四九の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社パル

西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一四九の二

代表取締役社長 飛嶋宏是

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び鰺ヶ沢町役場

2 期間

平成十六年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鰺ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン下田ショッピングセンター

上北郡下田町字中野平四〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下田タウン株式会社

上北郡下田町字中下田一三五の二

代表取締役社長 横田稔弘

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び下田町役場

2 期間

平成十六年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

MAXデンコードー弘前店

弘前市大字高田二丁目一の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

二トリ弘前店

弘前市大字末広二丁目一の四外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社二トリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五の八〇

代表取締役社長 似鳥昭雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターツルヤ大畑店

下北郡大畑町大字大畑字中島八〇の二

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルヤ

北海道函館市湯川町三丁目二四の一四

代表取締役 西崎康博

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び大畑町役場

2 期間

平成十六年八月六日から同年九月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、大畑町役場にあつては、その執務時間内とする。

肥料の登録

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第四条第一項の規定により平成十六年七月二十九日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年八月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三四七号	肥料の種類 甲殻類質肥 料粉末	肥料の名称 カニ殻	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・九	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 岡沼昭治 八戸市湊高台 二丁目二七号
----------------------	-----------------------	--------------	---	----------------------------	---

出 先 機 関

土地改良事業の工事が完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成十六年八月六日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

地区名 キン堤	県営土地改良事業の名称 ため池等整備事業	工事完了 年月日 平成二六・七・一五
才野神	"	"

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭